特別養護老人ホーム　ソレイユ北小倉

重要事項説明書

（地域密着型介護老人福祉施設）

当施設では、ご契約者様に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。
※当施設への入所は、北九州市の被保険者で、原則として「要介護」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者
2. ご利用施設要
3. 事業の目的と運営方針
4. 個人情報保護について
5. 施設の概要
6. 職員体制
7. 職員の勤務体制
8. サービスの内容
9. 施設サービス計画作成までのサービス
10. ご利用料金
11. 施設に入所される場合
12. 入所基準
13. 緊急連絡先
14. 施設を退所していただく場合
15. 非常災害時の対策
16. 協力病院等医療機関
17. 施設の緊急連絡先
18. 相談窓口、苦情対応
19. 身体拘束について
20. 虐待防止の措置
21. ハラスメントの対応
22. 施設利用時の留意点
23. 事故発生時の対応
24. 損害賠償責任保険
25. 当施設ご利用の際に留意いただく事項
26. ご利用施設で実施する事業

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 正勇会
法人所在地	北九州市小倉北区中井一丁目7番14号
法人種別及び設立	社会福祉法人設立　平成17年12月1日
代表者氏名	理事長　阿部　裕子
電話番号	093－562－2000

2 ご利用施設

施設の種類及び名称	指定地域密着型介護老人福祉施設 平成25年7月1日指定 特別養護老人ホーム　ソレイユ北小倉
施設の所在地	北九州市小倉北区西港町30番52号
施設長（管理者）	梶栗　ひとみ
電話番号	093－561－3300
FAX番号	093－561－2700
事業所番号	4090400302
定　　員	29名

3 事業の目的と運営方針等

(1)事業の目的

全室個室のユニットケアを実践する上で、個々の入所者の意思に配慮した小規模な介護を実現することに努めます。特に介護保険法に定める利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、サービスを提供します。

(2)運営方針

ユニットケアの観点から居宅生活への復帰を念頭において、入所前と入所後の生活が連続したものとなるよう専門性、公共性を発揮すると共に、自治体や地域住民を始め、介護事業所、医療機関、その他の関係者とも連携し、より良いサービスの向上に努めます。

(3)サービスの特徴

個別のケアプランにより、入所者の生活の質の向上を図ります。また、施設全体行事やレクリエーション、隣接市民センターや地域との合同行事などに可能な限り参加したり、地域交流サロンの活動を通じて交流の場を広めます。

(4)地域密着型介護老人福祉施設の内容

地域密着型介護老人福祉施設とは、今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護者に対応するため、平成18年4月からの介護保険制度改正に伴って導入された地域密着型サービスの一つで、定員が29名以下という小規模な特別養護老人ホームです。原則として施設が所在する市町村に居住する要介護者を対象として、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、健康管理等を提供します。

(5)サービスの内容

①施設サービス計画の立案　②食事　③入浴
④介護　⑤機能訓練　⑥生活相談
⑦健康管理　⑧特別食の提供　⑨理美容食サービス
⑩行政手続代行　⑪日常費用支払代行　⑫所持品保管
⑬レクリエーション　等

※理美容及びレクリエーション、その他ご利用者がご負担すべき日用品代等については、実費をご負担いただきます。

(6)提供するサービスの第三者評価の実施状況
　当施設では実施しておりません。

4 個人情報保護について

(1)ご利用者及びご家族等関係者から収集した個人情報は「社会福祉法人　正勇会(以下「法人」という。)個人情報保護規程」によって基本ルールを策定します。
(2)当法人の個人情報管理体制は、特別養護老人ホーム施設長を個人情報統括管理者とし、各部門責任者を個人情報管理責任者として、厳格に管理いたします。
(3)職員の採用時、個人情報に関して厳守する旨の誓約書を当法人に提出させます。誓約書には職員の退職後においても情報の漏えいを防止する内容を明記しております。
(4)定期的に職員に対し教育や研修等を実施し、個人情報の漏えい防止に努めます。

5 施設の概要

(1) 特別養護老人ホーム

敷地面積		2541.60㎡
建　物	構　　造	鉄筋コンクリート造　地上4階建(耐火建築)
	延べ床面積	3644.49㎡
	利用定員	29人

(2)居　室

居室の種類	室　数	面　積	備　考
ユニットケア個室	29室	14.5㎡（便所付） 13.5㎡	（便所付21室）

※居室の指定基準面積は、1人当たり10.65 ㎡
※居室の変更・・・当施設では、上記の居室をご用意しています。入所者及びご家族から居室変更の申出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また入所者の心身の状況等により居室を変更する場合がありますのでご了承下さい。

(3)主な設備

設備の種類		面　積	1人当り
共同生活室(洗面設備含む)	3　室	150.60㎡	5.19㎡
共同便所	6　室	30.90㎡	― ㎡
浴室	2　室	91.01㎡	― ㎡
脱　衣　室	2　室	50.94㎡	― ㎡
医務室	1　室	15.40㎡	― ㎡
キッチン	3　室	32.40㎡	― ㎡
汚物処理室	1　室	17.16㎡	― ㎡
相　談　室	1　室	9.90㎡	― ㎡
介護職員室	2　室	23.49㎡	― ㎡
介護材料室	2　室	11.46㎡	― ㎡

※　共同生活室の指定基準面積は、1人あたり2㎡

６ 職員体制（主たる職員）

職　種	員数	区　分				常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格
		常勤		非常勤				
		専従	兼任	専従	兼任			
施設長	1		1				1	介護支援専門員
生活相談員	1	1					1	介護福祉士　1名
介護職員	12	12					10以上 （看護含む）	介護福祉士　4名 ヘルパー2級等　8名
看護職員	3	1	1	1			2以上	看護師　2名 准看護士　1名
機能訓練指導員	1	1					1以上	作業療法士　1名
計画作成担当者	1	1					1以上	介護支援専門員　1名
栄　養　士	2	2					1	管理栄養士　1名 栄養士　1名
医　　師	1			1			必要数	医師　1名
調　理　員	1	1						

※上記の職員数は、常勤換算です。
※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

７ 主な職種の勤務体制

職　種	勤務体制
介護職員	・早番（7:00～16:00） ・日勤（8:30～17:30） ・中番（10:00～19:00） ・遅番（13:00～22:00）（12:00～21:00） ・夜勤（16:00～翌9:00） ※7:00～22:00は原則として各ユニットに1名以上勤務。 ※22:00～7:00は原則として2ユニットに1名以上勤務。
看護職員	・早番（8:00～17:00） ・日勤（8:30～17:30） ・遅番（10:00～19:00） ※原則として常勤換算2名以上の体制で勤務。 ※夜間については交代で緊急連絡対応。
機能訓練指導員	日勤の勤務時間帯（8:30～17:30）常勤で勤務
生活相談員	日勤の勤務時間帯（8:30～17:30）常勤で勤務
計画作成担当者	日勤の勤務時間帯（8:30～17:30）常勤で勤務

栄養士	日勤の勤務時間帯（8:30～17:30）常勤で勤務
医師	毎週木曜日（15:00～16:00）非常勤で勤務
調理員	8:30～18:00の間で交代勤務

8 サービスの内容

(1)介護保険給付サービス

種　類	内　容
食　事	・栄養士の立てる献立表により、栄養と入所者の身体状況に考慮した食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるようにいたします。 （食事時間）　朝 食　8:00～ 9:00 昼 食　12:00～13:00 夕 食　18:00～19:00 ・できる限り入所者のペースに合わせて食事を提供しますので、必ずしも全員が上記の時間に食事を開始するわけではありません。
排　泄	・入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入　浴	・週2回の入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
離床・着替え・整容等	・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し適切な整容が行われるよう援助をします。 ・シーツ交換は、週1回実施します。 （その他、必要に応じて実施します。）
機能訓練（日常訓練）	・機能訓練指導員により入所者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練または日常生活リハビリの実施に努めます。
健康管理	・嘱託医師及び看護師により、健康管理に努めます。 ・急変時は、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎ ます。（入所者が外部の医療機関に通院する場合は、その付き添い・介添えについては、ご家族の協力をお願いします。） ・老人福祉法の規定に基づき年2回の健康診断を実施します。（その他、医師の判断により検査のご相談をさせていただくことがあります。） （当施設の嘱託医師） 小林誠博医師　診療科：内科・外科・胃腸科 診察日：毎週木曜日　15:00～16:00
相談及び援助	・入所者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 （相談窓口担当者） 生活相談員　吉賀　早苗・入所者の施設介護サービス計画が作成されるまでの間についても、入所者がその有する能力に応じて、自立した日常生活を送れるように適切な各種介護サービスを提供します。
社会生活上の便　宜	・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・主な娯楽設備　カラオケ、ビデオ ・主なレクリエーション行事 コンサート、バスハイク、七夕、夏祭り、敬老会、クリスマス会、餅つき、

	正月、誕生会等
その他	・プライバシーへの配慮のある介護に努めます。

(2)介護保険給付外のサービス

1　特別な食事（酒を含む）

入所者の希望に基づいて特別な食事を用意します。利用料は実費ご負担いただきます。栄養補助食品等が必要な場合も実費でご負担いただきます。

2　理髪・美容

毎月1回から2回程度理容・美容サービスをご利用いただけます。利用料は実費ご負担いただきます・・・料金別記

3　貴重品等の管理

当施設では、貴重品及び現金などは入所者またはご家族等で管理をお願いします。金銭や貴重品等の紛失につきましては、一切責任を負えませんので予めご了承ください。

(3)その他

①サービス提供記録の保管　　この契約の終了後5年間保管します。

②サービス提供記録の閲覧　　土・日曜日・祝祭日を除く毎日
午前9時00分～午後5時00分
事務所へお問い合わせ下さい。

③サービス提供記録の複写物の交付に際しては、実費相当額を負担していただきます。

9　施設サービス計画作成までのサービスその他の情報提供サービス

ご利用にあたっては、施設サービス計画が作成されますが、それまでの間、日常生活が送れるように適切な各種の介護サービスを提供します。また、人権擁護のための成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業等について、必要なパンフレットを用いて説明し、入所者の人権保護に努めます。

10　ご利用料金（別紙　料金表参照）

入所者の要介護度に応じて、サービス利用料金から介護保険給付額を除いた自己負担額と、食事及び居室に係る自己負担額の合計をお支払いいただきます。介護サービスの利用料金は要介護度に応じた下記の料金表のとおりとなります。また、介護保険給付以外についてはご利用者の全額負担となります。介護サービスの利用料金は、1単位あたりの単価10.14円を所定単位数に乗じて算定し、利用者負担は、その1割～3割の額となります。それに所得に応じた食費と居住費及びその他負担金を加えた額が、利用負担額の合計となります。また、居室と食事に係る費用については、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額の金額とします。

(1) 施設サービス単位および加算（該当する方のみの算定）

介護保険制度では要介護認定による要介護度によって異なります。

※介護給付算定に係る体制等に関する届出に基づき、設定するものとします。

介護度	利用単位				
ユニット型介護福祉 施設サービス費	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型介護福祉 施設サービス（Ⅰ）	682単位	753単位	828単位	901単位	971単位

個別機能訓練加算（Ⅰ）	12単位/日
サービス提供体制 強化加算（Ⅲ）	6単位/日
看護体制加算（Ⅰ）	12単位/日
看護体制加算（Ⅱ）	23単位/日
初期加算 （入所日より30日間算定）	30単位/日
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20単位/月
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50単位/月
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110単位/月
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	総単位数の13.6% / 月

※上記の加算を算定する場合、必要な人員配置等は満たしています。
加算算定要件の詳細は、契約時に別途説明します。
※保険料の滞納などにより、サービス費の1割から3割の「ご利用者自己負担」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額（10 割）をお支払いいただき、後日保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。
※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご利用者の負担額を変更します。
※なお、上記負担金等については、国の基準報酬の改定及び一般経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その際は変更が確定次第速やかに重要事項説明書とともにご説明をし、同意をいただきます。

(2) その他の加算（該当する方のみの算定）

加算項目	（単位数）	備考
外泊時加算	246	月6日限度で、介護保険基本料金に換えて算定。 月をまたがる場合は最大で連続12日分を限度。
退所前訪問相談援助加算	460	1回限り
退所後訪問相談援助加算	460	1回限り
退所時相談援助加算	400	1回限り
退所前連携加算	500	1回限り

【加算の説明】
①個別機能訓練加算（Ⅰ）
機能訓練指導員、看護師、介護職員等が共同で個別機能訓練計画を作成し、機能訓練を実施します。
②個別機能訓練加算（Ⅱ）
科学的介護情報システムに生活機能チェックシート、個別機能訓練計画書　の2点をLIFEにデーターとして提出を行います。
③サービス提供体制加算（Ⅲ）
当施設は、介護職員・看護職員の総数のうち75％以上を常勤職員とし、サービスの提供を行っています。
④看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）

当施設は常勤看護師を配置及び24時間連絡体制（オンコール）を行ってい　ます。

⑤科学的介護推進体制加算（Ⅱ）

より質の高い介護サービスの提供や、介護スタッフの働き方改革の推進を　行っていきます。

⑥初期加算

入所した日から起算して30日以内の期間に算定します。また、30日を超える入院後に再び入所した場合も同様に算定します。

⑦介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）

1月分の合計算定単位数の1000分の136に相当する単位数が加算されます。

⑧その他留意事項

※ご利用者が、まだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合（介護度が変わった場合）、変更された額にあわせて、ご利用者の負担額を変更します。

※ご利用者が**短期入院又は外泊された場合の費用につきましては、入院又は外泊の初日および再入所・帰苑の日を含まず、居室費のみをご負担いただきます。**但し、その際は**第3段階以下の方**につきましても、**1日につき上限額の2,006円の居室費**をご負担いただきます。（外泊時費用の期間は通常の費用負担ですが、外泊時費用が外れた日から上限額満額となります。）

（3）介護保険給付外サービス

居住費（滞在費）・食費（1日あたりの自己負担額）

※居住費・食費は所得や課税状況に応じて料金が異なります。

段階区分	第4段階(基本)	第3段階①	第3段階②	第2段階	第1段階
居住費	2,300円	1,310円	1,310円	820円	820円
食費	1,600円	650円	1360円	390円	300円

※当施設の居室費及び食費の負担額

前記第1段階～第4段階の所得区分とは、入所者の世帯全員の収入及び年金等の額により負担額が変わるということです。市町村民税非課税世帯の場合は、施設利用の居室費・食費が軽減されます。お申し込みは各区役所へお申し出下さい。

※入所者が介護保険負担限度額認定証を受けているときは、その認定に基づく支払を受けるものとします。

※入院、外泊期間中は、入院外泊時加算としてご請求致します。

※入所者が短期入院又は外泊された場合の費用につきましては、入院又は外泊の初日および再入所・帰所の日を含まず、居室費のみをご負担いただきます。但し、その際は第3段階以下の方につきましても、1日につき上限額の2,006円の居室費をご負担いただきます。（外泊時費用の期間は通常の費用負担ですが、外泊時費用が外れた日から上限額満額となります。）

（4）30日（1割負担または3割負担）あたりの概ねの施設利用料

（食費・居住費含む）

※平成30年8月から第4段階以上の方で、条件により2割負担の一部の方は3割負担

※全ての加算を含んだ金額です。

介護度（1割負担） / 所得段階（食費+居住費）		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		26,644円	29,097円	31,689円	34,212円	36,631円
第1段階	33,600円	60,244円	62,697円	65,289円	67,812円	70,231円
第2段階	36,300円	62,944円	65,397円	67,989円	70,512円	72,931円
第3段階①	58,800円	85,444円	87,897円	90,489円	93,012円	95,431円
第3段階②	80,100円	106,744円	109,197円	111,789円	114,312円	116,731円
第4段階	117,000円	143,644円	146,097円	148,689円	151,212円	153,631円
（2割負担） / 所得段階		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		53,288円	58,194円	63,378円	68,424円	73,262円
（負担割合2割の方）第4段階	（食費+居住費）117,000円	170,288円	175,194円	180,378円	185,424円	190,262円
（3割負担） / 所得段階		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		79,932円	87,291円	95,067円	102,636円	109,893円
（負担割合3割の方）第4段階	（食費+居住費）117,000円	196,932円	204,291円	212,067円	219,636円	226,893円

（4）その他負担金

項目			料金（円）
医療費（病院受診・薬代）			実費
レクリエーション材料費			実費
理美容			実費
送迎	時間	送迎のみ（往復）	送迎＋付添い（往復）
	1時間まで	2，000円	3，000円
	1時間超30分毎	500円	500円
外出・イベント・レクリエーション等費用			希望者等のみ実費
入所者個人の日用品費（衣類・雑貨・嗜好品等）			実費
行政手続き代行料（行政関係書類作成）			実費
電化製品負担料			100円/月/品目
コピー代			1枚10円

※緊急時以外の病院への受診はご家族等で対応をお願いいたします。（ご都合のつかない方はご相談下さい）なお、当施設の嘱託医や協力医療機関（小林外科医院、小倉記念病院、小倉きふね病院、ヤマヂ歯科、かじわら歯科）を受診する場合、上記送迎代はかかりませんが、それ以外の医療機関を受診する場合は送迎代をいただきますのでご了承ください。

（5）ご利用者負担金のお支払い方法

事業者は、当月のご利用者負担金の請求書に明細を付して、翌月10日までにご利用者に請求します。ご利用者は、翌月26日に下記の方法によりお支払いただきます。

・自動口座引き落とし

自動引き落としサービスをご利用下さい。

手続きに1ヶ月程度お時間をいただいております。初回のお支払いは手続き完了後、2か月分の引き落としをさせていただきます。手数料は当施設の負担となります。

※振込み先

振込先	北九州銀行　三萩野支店
口座番号	普通預金　5049380
口座名義人	社会福祉法人正勇会 特別養護老人ホーム　ソレイユ北小倉 理事長　阿部　裕子

(6) 領収書の発行

事業者は、ご利用者から利用者負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

(7) 居室の明け渡し

契約を終了するときは、7日前までにお申し出下さい。

ご利用者負担金を支払いの上、契約終了日までに居室を明け渡していただきます。

契約終了日までに居室を明け渡さない場合、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の利用者負担金をお支払いいただきます。

11 施設に入所される場合

当施設への入所は、北九州市の被保険者で、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。ただし、要介護認定をまだ受けていない方（申請中・緊急等）でも入居は可能です。

また、入居に際してその優先順位は、半年に1回開催される当施設「入所検討会議」に諮り決定しています。基本的に施設はこの順位に沿って受け入れをします。ただし、緊急性、切迫性等を考慮し、北九州市入所判定システムにおいてその都度順位が変更する場合があります。また施設の設備状況等により医療行為や健康状態の不安定な方については入居順位を変更させていただく場合があります。入居の際には、別紙にある準備するものをご用意していただきます。

12 特別養護老人ホームの入所基準

平成27年4月施行の介護保険制度改定により、平成27年4月以降、特別養護老人ホームに入所できる方は原則として「要介護3～5」の認定を受けている方となります。要介護1・2の認定を受けている方につきましては、お体の状態や環境等により必要と認められる場合は特例的に入所できる場合もございます。また、要介護3～5の認定を受けている方が入所後に要介護1・2となった場合、下記の特例要件に該当しない場合は「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針」に基づき退所となりますのでご了承ください。

【要介護1・2の入居特例要件】※北九州市の場合（いずれも証明書類が必要）

①認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上。

②精神障害1級～3級、知的障害A1～B2でいずれも手帳所持者または障害支援区分1～6の方で障害支援区分認定時の医師意見書に障害の内容が記載されている方。

③虐待を受けていると思われる方。

④単身世帯、同居家族が高齢・疾病等で家族等による支援が期待できず、かつ、地域での

介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

13 緊急連絡先について

ご利用者に関することをご連絡させていただく緊急連絡先を入所時に3ヶ所お届け願います。（原則として契約代理人の方に常時つながる携帯電話などの連絡先をお願いします。）
ご利用者が急変された場合等、ご利用者に関することで連絡を取りたい場合にそれぞれの担当者からご連絡いたします。ご利用者に関することは基本的に契約代理人の方に連絡いたしますが、緊急の場合等で連絡が取れない場合は、お届けいただいた連絡先の順に連絡いたします。変更があった場合は、早急に届け出て下さい。
その他、当施設から請求書等を発送したり、介護保険上の手続きやご利用者の様態･希望事項等をお電話での確認など、各担当者から連絡することが多数ありますので、必ずご確認をお願いします。

14 施設を退所していただく場合

当施設との契約では、契約が終了する期日を特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り継続してサービスを利用することができますが、仮に下記事項に該当するに至った場合は、当法人退所規程に基づき、当施設との契約は終了し、退所していただくことになります。

①要介護認定により利用者の心身の状況が自立または要支援と判定された場合。
②事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合。
③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
④当施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。
⑤利用者又はご家族等から退所の申し出があった場合
⑥事業者から退所の申し出を行った場合

⑴上記⑤のご契約者等からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご利用者またはご家族から当施設へ退所の申し出を行うことができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに退所届書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

ア. 介護保険給付対象外のサービスの利用料金の変更に同意できない場合
イ. ご利用者が入院された場合
ウ. 事業者もしくは、サービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを行わない場合
エ. 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
オ. 事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他の本契約を継続しがたい重大な事情が認められるとき
カ. 他のご利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れのある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

⑵上記⑥の事業者から退所の申し出

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

ア. ご利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を

生じさせた場合

イ. ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらず、これが支払われない場合

ウ. ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス事業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

エ. ご利用者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合

オ. ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

※ご利用者が病院等に入院された場合の対応について

当施設入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

A. 検査入院等、短期入院の場合

1ヶ月につき、6日以内（連続して7日、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。ただし、入院期間中であっても、所定の利用料金（居室費等）をご負担いただきます。

B. 上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院されると見込まれる場合には、退院後再び施設に入所することができます。ただし、入院時に予定された退院日よりも早く退院した場合等、退院時に受入態勢が整っていない時には、短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は指定の利用料金（居室費等）をご負担いただきます。

C. 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3)円滑な退所のための援助

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を速やかに行います。

ア. 適切な病院もしくは診療所又は老人保健施設等の紹介

イ. 居宅介護支援事業者の紹介

ウ. その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

(4)残置物引取り

契約締結にあたり、身元引受人を明記していただくことはありませんが、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取られない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引取人」にご連絡の上残置物を引き取っていただきます。また、引越しにかかる費用はご契約者または、残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム　ソレイユ北小倉消防計画」に則り対応を行います。

<table>
<tr><td>近隣との
協力関係</td><td colspan="4">近隣町内会と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。</td></tr>
<tr><td rowspan="9">平常時の
訓練等
防災設備</td><td colspan="4">別途定める「消防計画」に則り、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。</td></tr>
<tr><td>設備名称</td><td>個数等</td><td>設備名称</td><td>個数等</td></tr>
<tr><td>スプリンクラー</td><td>あり</td><td>防火扉・シャッター</td><td>10ヶ所</td></tr>
<tr><td>避難階段</td><td>3ヶ所</td><td>屋内消火栓</td><td>あり</td></tr>
<tr><td>自動火災報知機</td><td>あり</td><td>非常通報装置</td><td>あり</td></tr>
<tr><td>誘導灯</td><td>あり</td><td>漏電火災報知機</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>ガス漏れ報知機</td><td>あり</td><td>非常用電源</td><td>あり</td></tr>
<tr><td colspan="4">カーテン、布団等は防炎性能のあるものを使用しております。</td></tr>
<tr><td>消防計画等</td><td colspan="4">防火管理者：施設長　梶栗　ひとみ（届出日：令和4年3月24日）</td></tr>
</table>

16　協力病院等医療機関

(1)嘱託医の医院

医療機関の名称	小林外科医院
院　長　名	小林　誠博
所　在　地	北九州市小倉北区日明4丁目6番28号
電　話　番　号	093―561―6353
診　療　科	外科、胃腸科、整形外科
救急指定の有無	無

(2)協力病院

医療機関の名称	財団法人平成紫川会　小倉記念病院
所　在　地	北九州市小倉北区浅野3丁目2番1号
電　話　番　号	093－511－2000（代表）
診　療　科	内科、血液内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌・代謝内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、神経内科、精神科、皮膚科、外科、乳腺外科、心臓血管外科、血管外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、頭頸部外科、麻酔科、放射線科
入　院　設　備	658床
救急指定の有無	有
契約の概要	当施設と小倉記念病院とは、入所者に病状の急変があった場合、協力体制を受け入れます。

医療機関の名称	財団法人社団天翠会　小倉きふね病院
所　在　地	北九州市小倉北区貴船町3番3号
電　話　番　号	093－941－4550（代表）

診　療　科	内科、耳鼻いんこう科、消化器科、糖尿病、循環器科、整形外科、精神科、神経内科、外科、リハビリテーション科
入　院　設　備	99床
救急指定の有無	無
契約の概要	当施設と小倉きふね病院とは、入所者に病状の急変があった場合、協力体制を受け入れます。

(3)協力歯科

名称	医療法人　ヤマヂ歯科・矯正歯科クリニック
医師名	山地　正樹
所在地	北九州市小倉北区中井5丁目4番26号
電話番号	093－591－8211

名称	医療法人宝歯会グループ　かじわら歯科小児歯科医院
医師名	春名　正敬
所在地	北九州市若松区下原町1-1
電話番号	093－771-8604

17　施設の緊急連絡先

警察への事件・事故の報告	110	小倉記念病院	511-2000
火事・救助・救急車	119	小倉きふね病院	941-4550
小倉北警察署	583-0110	小林外科医院	561-6353
日明交番	582-1300	ヤマヂ歯科クリニック	591-8211
小倉北消防署	921-0119	かじわら歯科 771-8604	
小倉北区役所	582-3311	井堀出張所（消防署）	581-0119

18　相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設ご利用 相談窓口等	苦情解決窓口担当者　生活相談員　吉賀　早苗 苦情解決責任者　施設長　梶栗　ひとみ ご利用時間　平日　午前9時00分～午後5時00分 ご利用方法　電話　093－561－3300 面接　午前9時～午後5時 苦情箱（玄関に設置しています。）

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

保健福祉課 高齢者・障害者相談コーナー	門司区	門司区清滝一丁目1-1	321-1894
	小倉北区	小倉北区大手町1-1	582－3433
	小倉南区	小倉南区若園五丁目1-2	951－4127
	若松区	若松区浜町一丁目1-1	761－4046
	八幡東区	八幡東区中央一丁目1-1	671－6885
	八幡西区	八幡西区黒崎三丁目15-3	642－1446
	戸畑区	戸畑区千防一丁目1-1	871－4527
福岡県国民健康保険団体連合会(国保連)	所在地　福岡市博多区吉塚本町13－47 電話番号　092－642－7813 FAX番号 092－642－7857 対応時間　午前9時～午後5時		

19 身体拘束について

当施設では、ご利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除いて、ご利用者に対して隔離、身体拘束、薬剤投与、その他の方法によりご利用者の行動を制限しません。また、「身体拘束廃止への取り組み」指針に基づき、施設長や各職種の担当者等で構成する「事故防止委員会」「身体拘束廃止委員会」等において、緊急やむを得ない場合（切迫性、非代替性、一時性の要件を満たす場合）に該当するかどうか、十分検討します。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間などを、ご利用者やご家族等に出来る限り詳しく説明します。

20 虐待防止の措置

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の設置を講ずるよう努めるものとします。

（1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置　管理者　梶栗　ひとみ

（2）成年後見制度の利用支援

（3）苦情解決体制の整備

（4）従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修実施

21 ハラスメントの対応

介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

（1）事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

（2）ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

（3）職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

（4）ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

22 施設利用時の留意点

① 施設居室内においては、在宅での生活と変わりません。身体拘束は原則として行わないので、転倒・転落による事故の可能性があります。例えば 歩行時の転倒、ベッドや椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷等の恐れがあります。

② ナースコールとともに各種センサーを設置する場合がありますが、転倒等の回避のための設置ではなく、あくまでも異常時の早期発見のために設置します。

③ 施設利用の際、指輪等の装飾品は外しておいて下さい。紛失、欠損等について責任を負いかねます。

23 事故発生時の対応

施設内において、介護従事者が当然払うべき業務上の注意義務を怠るなどにより、ご利用者に損害を及ぼすような対応をした場合、及び利用者の予期せぬ事故が発生したとき(故意過失による事故)は、次のとおり迅速かつ適切な対応により円滑かつ円満な解決に努めます。

①最善の処置

重大事故の発生直後は、冷静かつ誠実に利用者への対応をすばやく対応いたします。介護事故により事業所が賠償責任を負った場合は、社会福祉法人全国社会福祉施設協議会の損害保険により利用者及び家族に補償します。

②管理者への報告

速やかに管理者へ報告するとともに、事業所で対応できない場合には、担当医の指示で協力医療機関へ移送します。

③ご利用者及びご家族への説明

処置が一段落すれば、できるだけ速やかにご利用者やご家族等に誠意をもって説明し、申し出についても誠実に対応します。

④ご利用者及びご家族等への損害賠償

介護事故により事業者が賠償責任を負った場合は、誠意を持ってご利用者及びご家族等に対して補償します。

⑤事故記録と報告

重大な介護事故や死亡事故など重大な事態が発生した場合は、速やかに関係機関へ報告します。

※当施設では転倒等のリスク管理について事故防止マニュアル等により日々安全性の向上に努めております。当施設ご利用においても在宅での日常生活時と同様に、利用者が自室にて過ごされる場合等常に見守ることができません。したがって、転倒等のリスクを完全になくすことができないことをご了承下さい。

24 損害賠償責任保険

万一の事故に備え下記の損害賠償責任保険に加入しております。

保険会社	日新火災海上保険株式会社
保険内容	対人賠償 1名 1億 ・ 1事故 10億 対物賠償 1事故 1000万

25 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	ご面会は**朝8時半から夜7時まで**とさせていただきます。早朝及び夕方以降安全のため玄関の自動ドアを閉めております。 時間外に面会をご希望の場合は、正面玄関横のインターホン又は、電話にてご連絡ください。 ※面会に来られたときは、事務所受付にて必ず面会簿のご記入をお願いします。 ※感染症予防のため、居室に行かれる前に1階ホール洗面所にて手洗い・うがい、アルコール消毒を行ってください。また発熱や咳、下痢症状のある方は、面会をご遠慮ください。(施設職員より面会をお断りする場合があります) ※来訪される場合はアルコール類、危険物、貴重品の持込はご遠慮下さい。 ※尚、感染症まん延防止の期間中は面会時間は予約制となっております。
部　屋　割	心身の状態に伴う介護の都合上などから判断し、ご入居の部屋は、当施設にて決定させていただきます。又、ご入居後も病状等に変化が見られた場合、その他介護上必要な場合には、お部屋の変更をお願いすることがございます。
外出・外泊	外出、外泊に制限はありません。 外出・外泊をされる場合は事前にお申し出下さい。またお出かけの際には、職員に申し出て、外出･外泊届をご提出お願いします。また、食事が不要な場合は前日までにお申し出ください。前日までに申し出があった場合は、重要事項説明書に定める料金は請求しません。 なお、外出・外泊期間中は、所定の利用料金(外泊時費用介護保険分(月6日まで)・居室料実費)をご負担いただきます。
嘱託医師以外の医療機関への受診	医師からの説明等がありますので、ご家族による付き添い、送迎対応をお願いします。受診を希望される場合は、看護師にお申し出下さい。
居室・設備・器具の利用	故意に又は過失により、施設設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者等に自己負担により原状復帰していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。 ※ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り必要な措置(処置)をとることができるものとします。但しその場合ご利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所でお願いします。喫煙所以外ではお断りします。飲酒を希望される方は、お知らせください。保管は職員がいたします。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
所持品の管理	ご家族のご協力をお願いします。 (事情によっては職員が行います)
現金等の管理	原則としてご家族様の責任でお願いします。
宗教活動・政治活動	施設内の他の入居者に対する宗教活動、及び政治活動はご遠慮ください。

動物飼育	衛生上、ペットの持ち込みはお断りします。
セクシャル ハラスメント行為等	他のご利用者及び職員に対して、一般的にセクハラとみなされる言動（性的な言動）はお断りします。

26 施設で実施する事業 （ソレイユ北小倉併設事業所）

事業の種類	事業者指定		定員
	指定年月日	指定番号	
認知症対応型共同生活介護/ 介護予防認知症対応型共同生活介護 グループホーム ソレイユ北小倉	平成25年7月1日	4090400294	18名
通所介護/ 介護予防通所介護 デイサービスセンター ソレイユ北小倉	平成25年7月1日	4070404258	35名

介護福祉施設サービスの開始にあたり、以上の合意を証するため、本書を電磁的に作成し、双方にて署名又はこれに代わる電磁的処理を施し、双方保管する。

＜事業者＞

所在地　　北九州市小倉北区西港町30番52号
事業者名　　社会福祉法人　正勇会
事業所名　　特別養護老人ホーム　ソレイユ北小倉
代表者名　　理事長　阿部　裕子
管理者名　　施設長　梶栗　ひとみ
（指定番号：第40904000302 号）

＜利用者＞

現 住 所　　福岡県北九州市小倉北区西港町30番52号

氏　名

＜利用者代理人・家族＞

住　所

氏　名　　続柄

代筆された場合の理由

視力低下、手の震え、認知症、病気療養中、または手の怪我等のため。

その他理由：